

相続人のご確認

相続人の範囲

- ① 配偶者は常に相続人になります。
- ② 下記優先順位により次の方が配偶者と共に相続人になります。

第一順位 → 子供(子供が死亡している場合、孫がいれば孫が相続します)

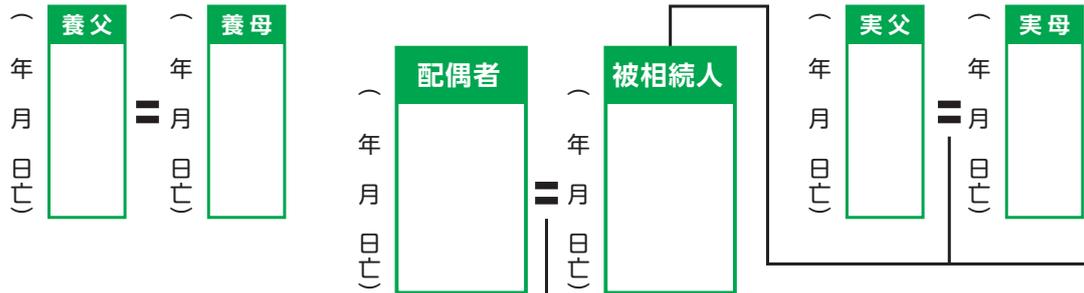
(第一順位の相続人がいない場合)

第二順位 → 父母(父母が死亡している場合、存命であれば祖父母が相続します)

(第二順位の相続人がいない場合)

第三順位 → 兄弟姉妹(兄弟姉妹が死亡している場合、甥姪がいれば甥姪が相続します)

第二順位



第一順位

子供

孫

第三順位

兄妹・姉妹

甥・姪

○相続のお手続きのためには相続人を確認する必要があります。

○第一順位の相続人がいる場合は、第二、第三順位のご記入は不要です。